

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第509号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和6年11月7日から施行する。

令和6年11月6日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 N，N－ジェチル－2－{2－[(4－フルオロフェニル)メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}エタン－1－アミン及びその塩類
- 2 N，N－ジェチル－2－{2－[(4－メトキシフェニル)メチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}エタン－1－アミン及びその塩類
- 3 1－(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール－5－イル)－4－メチル－2－(ピロリジン－1－イル)ペンタン－1－オン及びその塩類
- 4 N－(1－アミノ－3,3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル)－5－ブロモ－1－ペンチル－1H－インダゾール－3－カルボキシアミド及びその塩類